

最低賃金

加重平均で七円の引き上げを答申—中央最低賃金審議会

TOPICS

4

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会（会長 今野浩一郎・学習院大学教授）は七月二六日、二〇一二年最低賃金改定額の目安を小宮山洋子厚生労働相に答申した。時給の引き上げ幅は四円～五円。全国加重平均では七円アップとなり、東日本大震災の影響を踏まえて決定された昨年度の平均額六円を上回ったものの、一桁台の引き上げにとどまった。

最低賃金とは使用者が労働者に支払う賃金の最低限度を指す。毎年、労使代表と中立の公益委員からなる中央最低賃金審議会が地域ごとに目安を示し、これに基づき、各都道府県に設置された地方最低賃金審議会が協議して改定額を決定する。

今後、目安どおりに改定が行われれば、最低賃金の全国平均額は七四四円となる見通し。

生活保護給付額との逆転現象が焦点に

今回の審議でも、最低賃金が生活保護の給付水準を下回る「逆転現象」の早期解消が焦点となった。昨年度の最低賃金の引き上げにより、逆転現象が起こっている地域は北海道、宮城、神奈川県に減ったが、最新データである二〇一〇年の水準をもとに改めて調査したところ、埼玉、東京、京都

大阪、兵庫、広島で再度逆転し、新たに青森、千葉でも逆転が生じていることがわかった。逆転が生じた要因は比較の対象となる二〇一〇年度の社会保障料が上昇し、最低賃金で働く労働者の手取額が減ったことだ。

目安決定の実質的な審議の場となる小委員会では、引き上げ額を巡り、労使の間で激しい綱引きが行われた。労働者側委員は「年収二〇〇万円以下の労働者が一〇〇万人を超え、生活保護受給者が約二一〇万人を超えるなど格差・貧困問題が深刻化している中、最低賃金をセーフティネットとして有効に機能する水準に引き上げることが求められる」と主張。二〇一〇年六月に政府の「雇用戦略対話」で掲げられた「できる限り早期に全国最低八〇〇円を確保する」との目標を達成するための道筋を示すよう訴えた。

これに対し、使用者側委員は「厳しい経営環境の中、実態にそぐわない引き上げが行われれば、中小企業の存続自体に影響を及ぼしかねない」と反論した。雇用戦略対話の目標についても「前提である経済成長率の実績値がマナス二・〇であることや中小企業への支援策の効果が確認できていない」ことを強調し、「引き上げ額は慎重に行うべき」との考えを示した。

さらに昨年度から引き続き、生活保

護との逆転現象が残っている三道県については当初二年としていた解消までの年数を延長するよう求めた。

Aランク五円、B～D四円引き上げ

労使の議論は平行線をたどり、決着は公益委員の見解に委ねられた。都道府県の経済状況により設けられたA～Dのランクごとに公益委員が示した目安額は、Aが五円、B～Dは四円となった。東日本大震災の影響を考慮し、Aランク四円、B～Dランク一円だった昨年度を上回ったものの、一桁台の引き上げにとどまった。

逆転現象が生じている一都道府県は、これとは別に個別に引き上げ額が示された。中小企業経営者への配慮から、北海道一〇～一五円、青森四～五円、宮城七～一〇円、埼玉六～一二円、千葉五～六円、東京一〇～二〇円、神奈川九～一八円、京都四～八円、大阪八～一五円、兵庫五～一〇円、広島六～一二円と幅を持たせた。

解消までの年数については、北海道、宮城、神奈川を除き、「原則二年以内でできるだけ速やかに解消することが適当」との見解を示した。

引き上げ幅が最大だった場合、八都府県では生活保護との乖離は解消するが、北海道と宮城は依然逆転現象が残

る（注）。

連合の南雲弘行事務局長は今回の答申について「厳しい経営環境の中で、連合が強く主張してきた『賃金の底上げを図る』『雇用戦略対話合意の達成に向けた前進を図る』という点と生活保護水準との逆転現象の速やかな解消に向けた道筋をつけることができたという点で評価できる」とコメントした。

一方、全労連の小田川義和事務局長は、引き上げ額が低い水準にとどまったことについて、「雇用戦略対話合意の達成に赤信号をともす、不十分なものといわざるを得ない」と不満の意を表明した。

〔注〕

八月一六日現在、各地方最低賃金審議会で答申された最低賃金額のうち、逆転現象が生じている地域で示された額は、青森七円、埼玉一二円、千葉八円、東京二四円、神奈川一三四円、大阪一四円、兵庫一〇円、広島九円となった。このうち、逆転現象が解消したのは、青森、埼玉、千葉、兵庫の四県。北海道、宮城、京都については、八月下旬に答申される見込みとなっている。

（調査・解析部）